

いわちゃん ポスト

千葉県議会議員

岩井 やすのり



専大卒・早大院修了 52 歳 / 3 期目現職(印西市・栄町選挙区)
栄町安食台 2-26-23 fax0476-36-7802 mail@iwai-y.jp

住民の声を行政へ

議員による要望活動の裏事情

●住民の指摘を前提とした行政運営

県内にある2万1千か所の横断歩道について、県警が全てを計画管理できているわけでないことは、前回号のいわちゃんポストで触れたところです。地域からの摩耗状況についての指摘や改善要望を受けて把握し、都度対応しているのが実態であり、適切な行政運営のためには、住民の声はなくてはならないものとなっています。

●一住民、一議員の声では動かない

とはいえ、気づいた住民の指摘で行政がなかなか動かないというのも現実。そこで議員が登場するわけですが、もはや議員による「鶴の一声」で行政が動くという時代でもありません。議員には、指摘内容についての住民の声を聞き取り、意見をとりまとめることが求められています。

これまでも栄町や印西市にて、信号機や横断歩道の設置、一時停止規制の変更などの要望がありましたが、そのような際には地域を歩いて意見を拾い上げ、で



行政への要望活動の流れ



議員は地域の意見をまとめた上で要望

●まれに交通違反のみ消し依頼も：

ところで、県議になってから12年目となる岩井の下にも、まれに交通違反のみ消し依頼がくることがあります。

きただけ町内会長名等での要望書を作り上げられるよう働きかけてきました。行政課題については賛否両論あることが少なくなく、行政側も一住民、一議員の声だけでは動きづらいもの。そこで、地域全体の声であるとしてもらえるよう、地域代表者名の要望書という形で意見のとりまとめを行ったわけです。



岩井県議には、道路や信号機など地域の課題について、多く要望が寄せられているそうですね。



そうなんだ。ただ、議員1人が言ったからといって行政が動くわけではなく、住民の声を聞き取り、意見をまとめ上げる必要があるんだ。



例えば、賛同いただいたPTA会長や町内会長名での要望書を提出することとできれば、学校保護者や町内全体の声という格段に広がるんだよね。



身近にお気づきの問題がありましたら、気兼ねなくご連絡ください！

(そういう依頼に限って全く知らない人からですね) 以前の状況は知りかねるところですが、今はそういうことができる時代ではありませんし、そもそもルールを捻じ曲げ、個人に利益誘導するようなことをするつもりはありません。

一方で、公共の利益のためになる指摘や苦情、要望については、一つ一つ丁寧に対応させてもらっています。もちろん、お会いしたことも知り合いでもないという方で一向構いませんし、実際、そういう方からの連絡がほとんどです。

お気づきのことがありましたら、弊事務所までメールやファックスにて気兼ねなくご連絡ください。

大型車両の「北総規制」 通学時間帯の徹底課題

印旛郡栄町、印西市全域を含む、北総地域への大型貨物車両の進入を規制する「北総規制」。地域への大型物流施設の進出が進む中、通学時間帯の規制の徹底が求められます。



●旧印西町でデモ行進、栄町では住民集会も

北総規制は大型貨物車両の進入を広域規制するもので、県内で唯一、全国でも例は多くありません。きっかけは昭和40年代の住民運動。利根川沿いの土地は地盤が軟弱な箇所が少なくない中、栄町や旧印西町では高度経済成長期で増えた大型車両の通行により、道路沿線の振動や騒音が問題となっていました。印西町では住民によるデモ行進、栄町では業者側の嫌がらせをきっかけとした住民集会が行われたとの記録が残っています。

昭和50年8月から始まった同規制のエリアは、国道356号、6号、16号、296号などで囲まれた栄町、印西市、我孫子市、八千代市、佐倉市など。

区域内に車庫があったり、区域内を目的地とする車両以外の通行は認められておらず、そういった車両でも、7時～8時半までの通学時間帯等は原則通行禁止となっています。なお、特に国道356号については通行が許可されていません。

●朝の時間帯の許可基準の徹底、取締り強化を

ところで、最近では大型貨物車両についての様々な問題を耳にしています。松崎工業団地に向かうため生活道路に進入する問題車両やNT北環状線への大型車両の流入などは、規制や取締りの強化が必要です。北千葉道路(掘割部)の本線合流部などで時間調整のため違法駐車するトラックについても、大きな事故が発生する前に何らかの対策が必要です。ただし、地域内に多く進出している大型物流施設は、地域経済と切り離せないものとなっており、大型車両に新たに規制をかけるというのも現実的ではありません。そこで、せめて朝の通学時間帯だけでも取締りを強化し、北総規制の徹底を求めたいところです。

9月県議会ではこの問題を取り上げ、朝の時間帯についての許可基準の強化と徹底、取締り強化を強く要望。子どもたちをはじめとする歩行者の安全と地域環境を守るため、引き続き対策の徹底を求めてまいります。

印西の放課後デイサービスで虐待、不正請求の疑い

印西にある X 放課後等デイサービス(以下、放課後デイ)で、通所児童に対する激しい暴言や利用実績を超えた不正な請求を行っていたとの疑いがあり、県として調査に乗り出すよう強く求めています。

●複数職員から「ばか」「口がまがっている」

放課後デイとは、障害や発達に特性のある児童、生徒が放課後等に利用できる福祉サービス。利用料の 9 割が自治体負担であるなど、運営には多くの公費が使われています。制度が開始した 2012 年に全国で 2,540 施設だった放課後デイは、2019 年には 13,568 施設と実に 5 倍。近年は、一部のずさんな経営が問題となっています。

そのような中、子どもが印西市内にある X 放課後デイに通っていた保護者から指摘の声があったのは 9 月初め。受給者証の契約支給量の修正を行わず、実績記録表を保護者に確認させないまま押印させる手口で、利用料の不正請求・不正受給が行われていたとのこと。また、児童は複数の職員から、「ばか」「あほ」「お前の口はまがっている」などの暴言を日常的に受けてきたとも言います。他の児童へも暴言、虐待や不正請求が行われている可能性があり、一刻も早い調査、対応が求められる事案です。

実は、保護者から県担当課に通報したものの、なかなか取り合ってもらえず、岩井まで連絡をくださったものです。

●虐待認定あっても公表や取消処分はまれ

ところで、通常、児童虐待がわかった場合には県児童相談所が受け付け、対応していますが、放課後デイ等の障害児通所施設での虐待事案については、市町の担当課が

対応することとなっています。

放課後デイは、通所する児童が障害等を持っているため被害を訴えにくいなど、虐待防止や早期発見が難しいという側面があるにもかかわらず、虐待事案に接する機会が多い児童相談所が対応に当たらないことは、制度上の大きな問題でもあります。

いずれにしても、X 放課後デイにおける虐待事案について県が関与できることとして行えたのは、市への通報のみ。今後、市による虐待認定があった場合には、県として指導や（事業者名の）公表、（指定の）取消処分などが可能であるものの、公表や取消処分は相当悪質なケースに限られます。保護者の立場として、暴言を浴びせるような放課後デイには到底預けられないと考えるところですが、運営の継続を重視する余り、悪質事業者が生きながらえてしまう本末転倒な制度となってしまうのです。

●放課後デイでの虐待、不正情報お寄せ下さい

一方、不正受給の疑いについて、県として調査に乗り出すよう強く要請。児童福祉法に定める不正行為にあたる可能性が高く、市と情報共有した上で、X 放課後デイに対し立入検査等の徹底した調査を行うよう求めているところです。

最後になりますが、放課後デイでの暴言等の虐待、利用料のずさんな運用等が疑われましたら、気兼ねなく岩井までご相談いただけたらと思います。

いわちゃんポスト 10 月号の記事では、問題の事業所について「A 放課後等デイサービス」と記載していますが、「A」はイニシャルの「A」（ア、あ）を意味したものではありません。

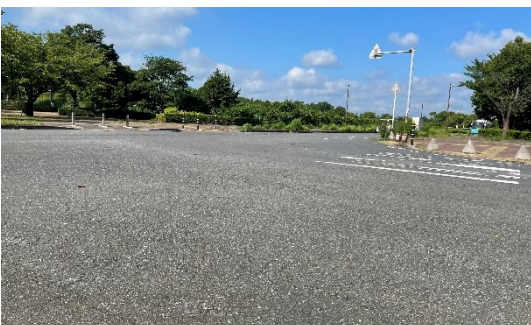


横断歩道の補修要望 滝野小・木刈小保護者からも

いわちゃんポスト7月号で取り上げた、牧の原小学校周辺の「見えない横断歩道」の問題。地元警察署による点検、補修が行われるとお伝えしましたが、同紙を見たという滝野小、木刈小の保護者からも、横断歩道の補修、新設要望の声が寄せられています。

●新規住宅地で需要増も 650 ㍍横断歩道なし

滝野小学校に子どもが通っているという保護者より連絡いただいたのは、8 月頭の事。消えか



かっては横断歩道の補修などについて、複数の保護者が何回



にもわたって警察に要望しているものの、一向に改善されないと言います。

問題となっているのは、マルエツ印西牧の原店前を走る県道 64 号（千葉臼井印西）線。マルエツ駐車場に接する横断歩道（写真←）は、指摘の通り、路面塗装が摩耗し見えづらくなっています。また、国道 464 号交差点からマルエツ交差点までの約 650 ㍍にわたって、信号機も横断歩道もない状態。県道東側には新たに多くの住宅が建ち並ぶようになっており、子どもたちをはじめ、増えた歩行者の横断需要に対応できていません。

滝野小保護者より指摘のあった、古墳型展

望山のある牧の原公園や滝野小学校周辺（写真←）の横断歩道の他、木刈小保護者からもバス通り横断歩道（写真↑）や地域内の劣化した標識について指摘いただきました。それぞれ担当課との協議を重ねた上で、速やかに補修されるよう働きかけてまいります。

●歩行者がいたら「絶対に停まる」

ところで、つい先日、車が横断歩道を渡ろうとする歩行者をはねそうになる現場に遭遇しました。片側 2 車線の道路で、自車が歩行者横断のため停止していたところ、第一通行帯を走って来た車両が歩行者に気づかず、スピードに乗ったまま横断歩道に進入してきたことが原因。接触は回避できたものの歩行者は転倒。大きな事故になってもおかしくないケースでした。

横断歩道での事故防止のためには、その維持管理とともに、ドライバーの意識向上が不可欠。横断歩道と歩行者の存在を強く意識し、歩行者がいたら「絶対に停まる」くらいの気持ちが必要です。